

日本経済ウォッチ (2016年10月号)

調査部 小林真一郎、尾畠未輝、藤田隼平

【目次】

1. 今月のグラフ p.1
 ~ 拡大する世界の航空需要とわが国の状況
2. 景気概況 p.2
 ~ 景気は横ばい圏で推移しているが、一部に持ち直しの兆しが見られる
3. 今月のトピック:企業が儲かれば賃金は増えるのか?
..... p.3 ~ 14
- (1) 縮小する所得格差、低下する所得水準
 - (2) なぜ所得水準が下がっているのか?
 - (3) どうすれば賃金は上がるのか?

1. 今月のグラフ ～ 拡大する世界の航空需要とわが国の状況

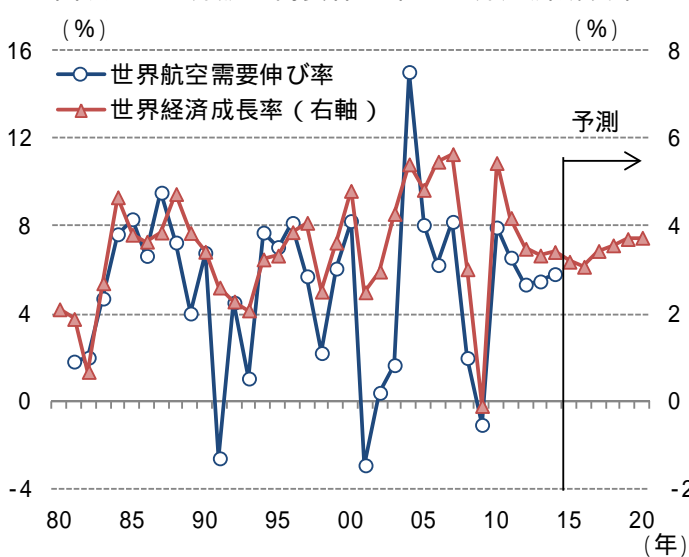
世界経済が拡大し人の動きが活発になっていることを受けて、世界の航空需要は急速に拡大している。航空需要の大きさを測る指標に RPK (Revenue Passenger Kilometers: 有償旅客数 × 飛行距離) があるが、世界の RPK は過去 30 年間で 5 倍以上に増加し、2014 年は 6 兆人キロを上回った。もっとも、RPK の伸び率は世界経済成長率に連動する傾向があり、景気悪化やテロといった外部要因の影響を受けて、航空需要は急減しやすい (図表 1)。そのため、今後も一時的に需要が落ち込む可能性があるものの、今後も世界経済の拡大にあわせて世界の航空需要の増加基調は継続するとみられる。

国際的な人の動きが一段と増すなかでは、わが国の航空需要も拡大が続く見通しだ。特に、ここ数年は日本を訪れる外国人観光客が急増しており、国内の主な国際空港では航空機の離発着回数や利用者数が増加している。しかし、日系航空会社の国際線旅客数の推移をみると、2000 年代に入った後は 1700 万人程度で横ばいにとどまっている (図表 2)。日系航空会社の主な顧客は日本から出国 (及び日本へ帰国) する日本人であるが、その出国日本人数が 1990 年代後半以降伸び悩んでいることが背景にある。一方、日本への外国人客は、渡航にあたり自社の航空会社を利用するケースがほとんどであり、日系航空会社は急増する訪日外客数の恩恵を十分に受けられていない。

政府は訪日外客数の目標を「2020 年 = 4000 万人」へと引き上げたが、島国であるわが国へ、多くの外国人に来てもらうためには、航空環境の整備が欠かせない。また、日系航空会社にとっては、国内の人口減少や所得の伸び悩みにより出国日本人数の増加が見込み難いなかでは、これまで取りこぼしていた訪日外客数の航空需要を、今後いかに取り込んでいくが課題である。

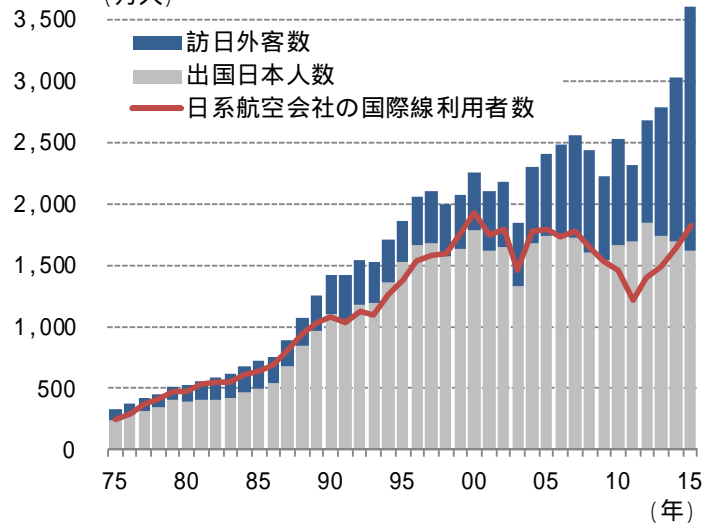
(尾畠 未輝)

図表 1: 世界航空需要伸び率と世界経済成長率



(注) 航空需要は RPK。世界経済成長率の予測は IMF による。
 (出所) IMF「World Economic Outlook」、日本航空協会「航空統計要覧」

図表 2: わが国の航空需要と国際線利用者数 (万人)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数・出国日本人数」、国土交通省「航空輸送統計調査」

2. 景気概況～景気は横ばい圏で推移しているが、一部に持ち直しの兆しが見られる

景気は横ばい圏で推移しているが、一部に持ち直しの兆しが見られる。

持ち直しの兆しが伺えるようになった第一の理由が、鉱工業生産に持ち直しの動きが出てきたためである。8月の鉱工業生産（速報値）は前月比+1.5%と増加に転じたうえ、生産予測調査でも9月に同+2.2%、10月に同+1.2%と順調に増加する計画である。自動車の挽回生産のみられる輸送機械工業が趨勢的に持ち直していることに加え、スマートフォン関連を中心とした電子部品・デバイス工業などが増加している。予測調査の実績が下振れしやすい傾向にあることを考慮しても、7～9月期は2四半期連続で前期比プラスとなることは確実であり、生産は緩やかに持ち直していくと期待される。

第二の理由が、これまで横ばい圏にあった輸出にも持ち直しの動きが見られる点である。8月の実質輸出は前月比+1.2%と増加したが、スマートフォン関連財の増加が背景にあるとみられる。

また、企業業績の悪化にも歯止めがかかりつつある。9月調査の日銀短観の業況判断DIは、大企業製造業で前回から横ばいの6となった。円高が進行する中において3四半期連続で同水準にとどまっており、円高が業績に及ぼす悪影響が薄らいでいると考えられる。一方、大企業非製造業では、前回調査比1ポイントの悪化となったが、水準は18と高いレベルを維持している。

このように企業部門では、設備投資が横ばい圏での動きにとどまっているものの、いくつか前向きな動きが見られるようになってきた。

これに対し、家計部門においては、8月の失業率は3.1%と低水準にあり、同月の有効求人倍率は1.37倍に達しているなど雇用情勢の良好な状態が維持されているものの、賃金の持ち直しは一服している。8月の1人あたりの現金給与総額（速報値）は、6、7月のボーナスによる押し上げ要因が剥落したこともあり、前年比-0.1%と3カ月ぶりにマイナスに転じた。さらに、消費者マインドが滞っていることや根強い節約志向に加えて、夏場の天候不順の影響により、個人消費は横ばい圏での推移にとどまっている。8月家計調査の実質消費支出（二人以上世帯、季節調整値）は前月比-3.7%と急減しているほか、百貨店・スーパーといった小売業の売上高も8月は軒並み前年の水準を下回っている。

もっとも、今後は物価の下落と雇用者の増加による実質所得の増加を受けて、個人消費は次第に持ち直していくと期待される。8月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は前年比-0.5%まで下落しているが、年内はマイナス推移が続いた後、年明け以降も上昇ペースは緩やかにとどまると予想され、個人消費にとって追い風となるであろう。さらに、世界景気の回復を受けて輸出が徐々に増加していくほか、2016年度補正予算の執行による景気押し上げ効果も年度末にかけて徐々に強まっていくと見込まれ、景気は緩やかに持ち直していく可能性が高い。

ただし、景気の持ち直しテンポが急速に高まることは難しい。自動車の挽回生産やスマートフォン関連財の輸出増加による押し上げ効果は年内には一巡する見込みであるほか、在庫水準の高さが生産を抑制する懸念がある。また、英国のEU離脱問題の実体経済への影響は限定的と考えられるが、米国の利上げのタイミングを巡る思惑から金融市場が混乱して世界景気の減速の動きが強まれば、生産や輸出が下振れ、景気は再び横ばい圏での動きに戻ってしまうであろう。日本銀行が新たに導入した長短金利操作付き量的・質的金融緩和も、枠組みの変更に伴って金融緩和状態を長期間維持することが可能となったが、それが物価や景気を押し上げる効果は期待できない。

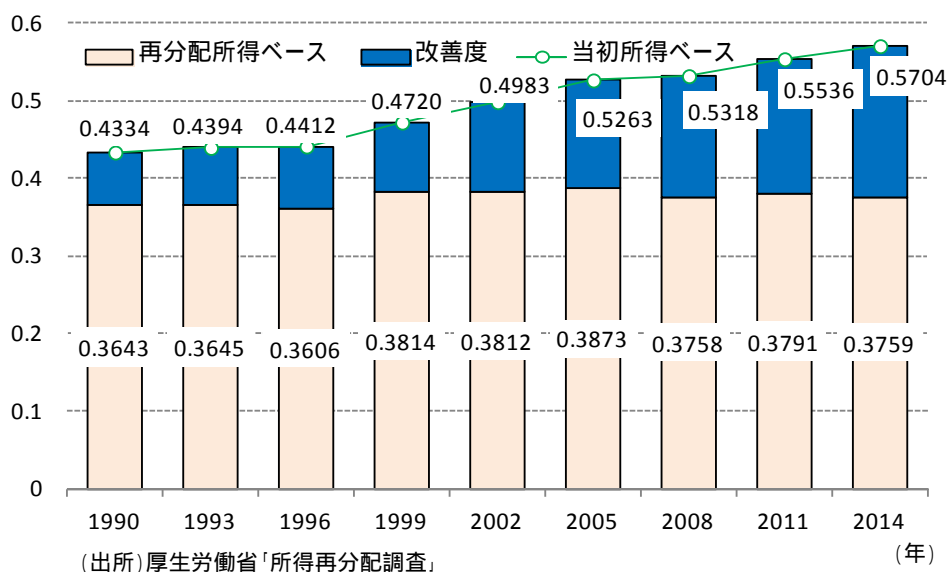
（小林 真一郎）

3. 今月のトピック：企業が儲ければ賃金は増えるのか？

(1) 縮小する所得格差、低下する所得水準

2016年9月に厚生労働省が公表した2014年の「所得再分配調査」によると、家計の所得格差は縮小している。所得の不平等度を表すジニ係数¹は、高齢化の影響もあって当初所得ベース²では0.5704（前回差+0.0168ポイント）と拡大したものの、年金などの給付後の再分配所得ベース³では0.3759（同-0.0032ポイント）とわずかながら縮小した（図表1）。

図表1. ジニ係数の推移



また、図表2は、総務省「家計調査」をもとに年間収入階級上位20%の世帯の所得と下位20%の世帯の所得の比を計算したものである。これを見ると、2006年をピークに足元まで所得格差は縮小傾向にある。

もっとも、この様に様々な統計が格差の縮小を示しても、この結果に関して何となく実感と違うと感じる人もいるのではないだろうか。

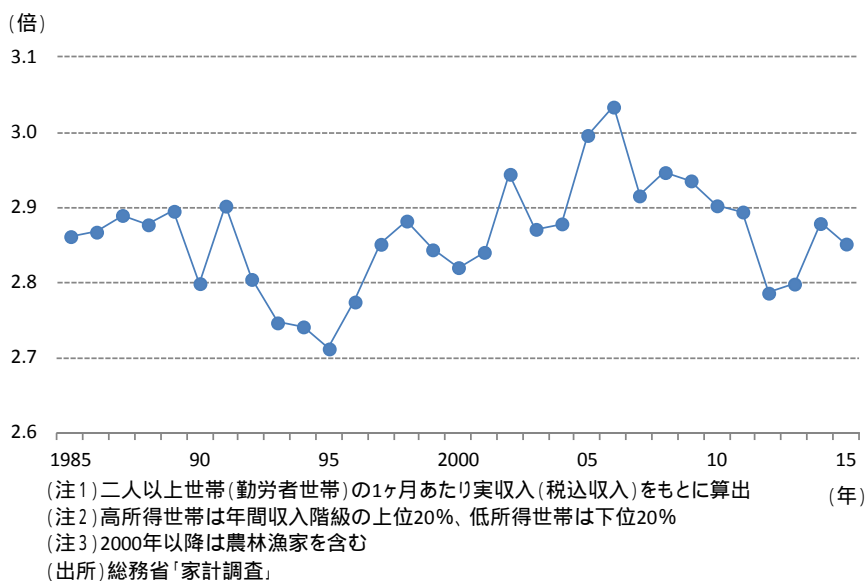
そこで世帯主の年間収入階級別に所得額の推移を見ると、高所得世帯、中所得世帯、低所得世帯ともに水準が低下していることが分かる(図表3)。つまり、所得格差は確かに縮小しているものの、世帯全体の暮らし向きが悪化する中での縮小である。昔と比べて所得水準が低くなっているため、実際には格差が縮小する中でも人々は逆に格差が拡大しているように錯覚している可能性がある。

¹所得の不平等度を表す指標で、0以上1以下の値をとる。1に近いほど不平等度が高いことを意味する。あくまでも所得の不平等度を表す指標であり、貯蓄の多寡などは考慮されない。

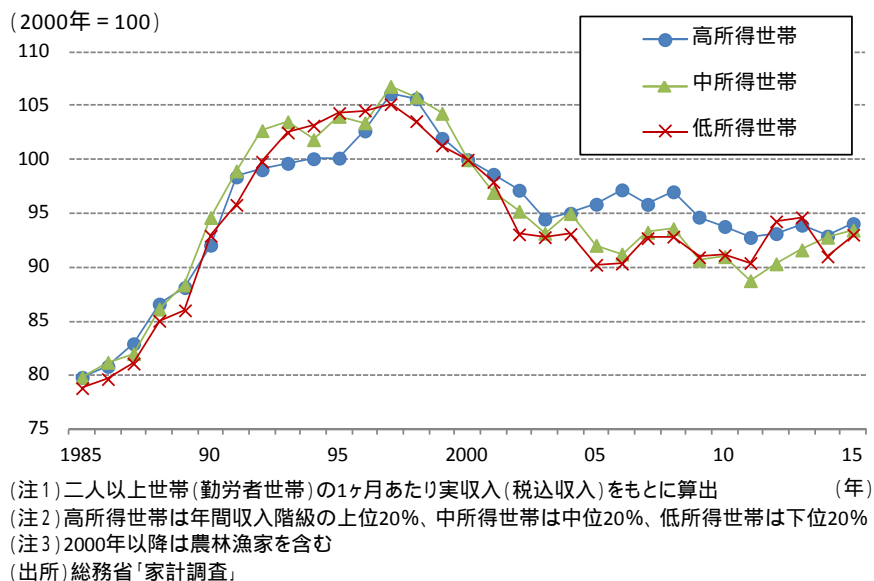
²雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額。

³当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現金、現物)を加えたもの。

図表 2 . 高所得世帯と低所得世帯の所得格差の推移（勤労者世帯）

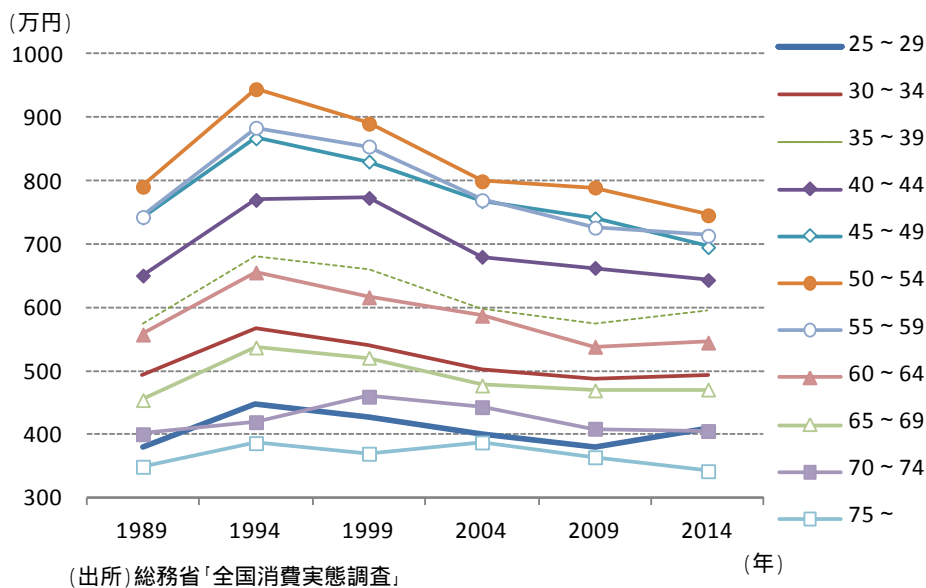


図表 3 . 世帯主の年間収入階級別の所得の推移（勤労者世帯）

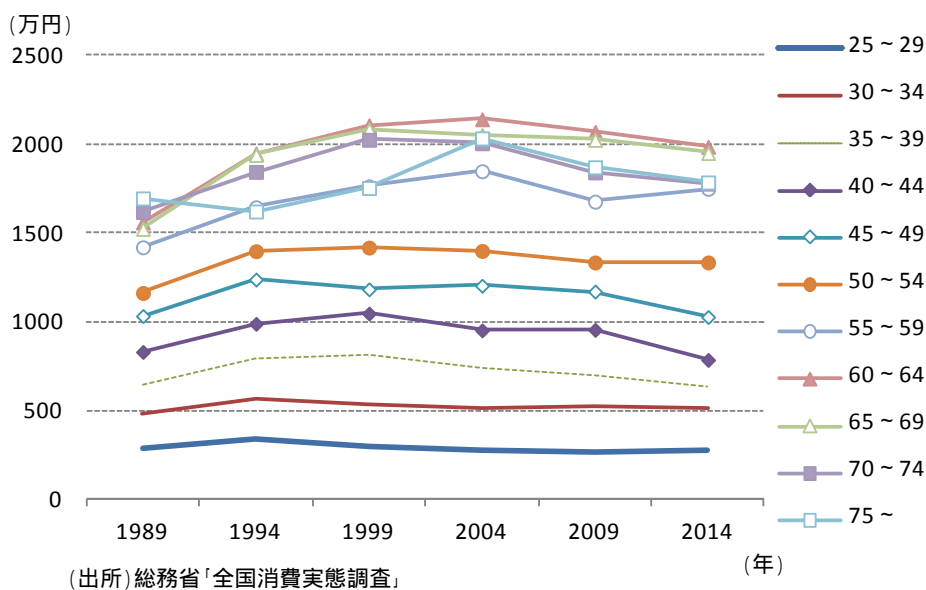


ところで、世帯全体の所得水準が下がっているということは、今の現役世代は前の世代ほどの収入を得られていないということである。図表 4 は総務省「全国消費実態調査」をもとに世帯主の年齢階級別の年間収入の推移を表したものである。これを見ると、概ね全ての年齢階級において年間収入が調査を経るごとに下がっている。他方、より興味深いのは貯蓄額である。貯蓄額について同様に年齢階級ごとの推移を見ると、年間収入とは異なり、現役世代を中心に横ばい圏で推移していることが分かる（図表 5）。これは、現役世代は所得が減少中でも貯蓄をするために消費を抑えている、つまり消費性向が低下していることを意味している。最近の消費の弱さの背景には、所得の低下だけでなく、こうした現役世代の消費性向の低下も影響していると考えられる。個人消費は GDP の約 6 割を占めるだけに、所得の増加に見合って消費が増えてこない、景気が本格的に良くなっていくことは難しいだろう。

図表4 . 世帯主の年齢階級別の年間収入の推移



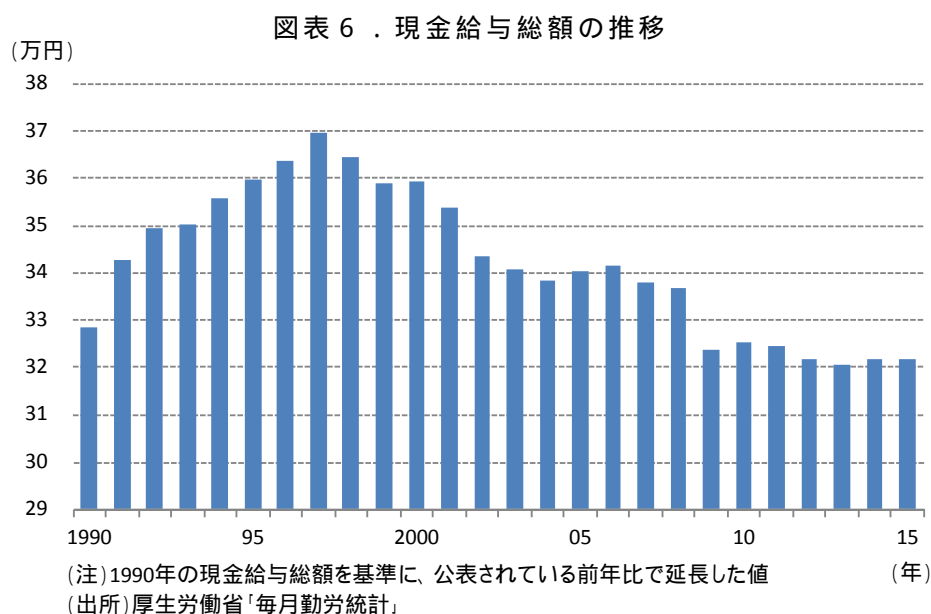
図表5 . 世帯主の年齢階級別の貯蓄額の推移



(2) なぜ所得水準が下がっているのか？

それではなぜ所得水準は下がっているのだろうか。本題に入る前にまず所得の定義から確認しておこう、所得に似た言葉に賃金がある。しかし、所得と賃金は厳密には同じではない。所得は賃金よりも広い概念で、賃金など勤労所得だけでなく、年金や財産収入などの不労所得も含まれる。もっとも、日本の勤労者世帯の場合、所得の9割程度が勤労所得であり、不労所得はあまり多くない。このため、日本の場合、所得水準の低下は賃金水準の低下と概ね一致すると考えてよいだろう。

そこで労働者1人あたりの賃金動向について確認してみよう。図表6は厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに、現金給与総額⁴の推移を表したものである。これを見ると、現金給与総額は1997年に36.9万円とピークをつけた後、減少傾向に転じ、2015年には32.2万円とピーク時から約5万円も水準を落としている。



さらに、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに、正社員が多く含まれる一般労働者⁵の年間収入を男女別かつ年齢階級別に見たのが図表7および図表8である。まず、男性について図表7を見ると、多くの年齢階級において1997年頃をピークに、水準を落としていることが分かる。足元ではやや水準を戻しているものの、「30～34歳」、「35～39歳」、「40～44歳」では、依然としてピーク時と比べると1割以上も年収が減っている⁶。

他方、女性について図表8を見ると、「30～34歳」、「35～39歳」では2000年をピークに水準を落としているものの、それ以外は横ばいから上昇傾向にある。これは女性の社会進出が進む中で、

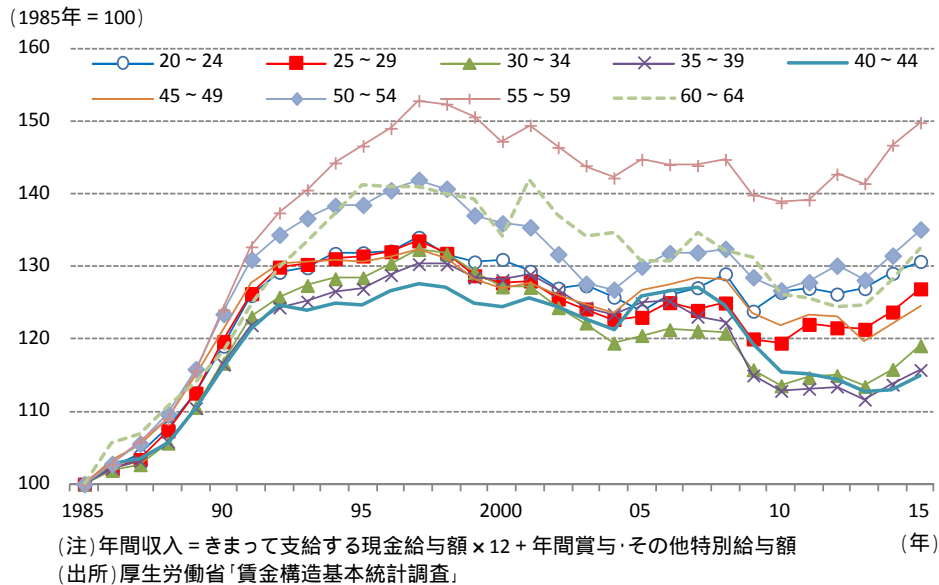
⁴所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の給与総額のこと。1ヶ月あたりの値。基本給だけでなく、残業代やボーナスなども含む。

⁵常用労働者のうち、短時間労働者を除く全ての労働者。常用労働者とは、期間を定めずに雇われている労働者、または、1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、または、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者を指す。また、短時間労働者とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い労働者、または、1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者を指す。

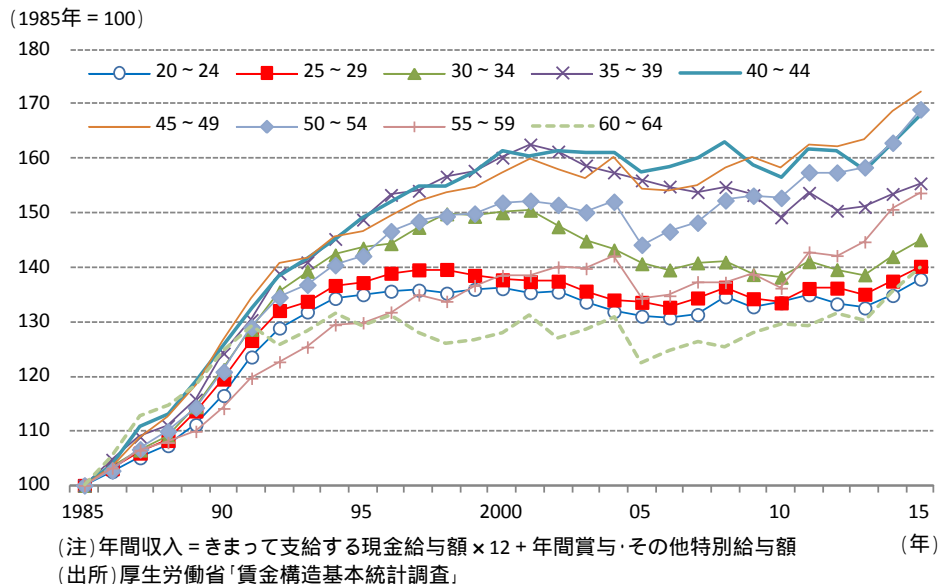
⁶ただし、「20～24歳」と「55～59歳」はピーク時と概ね同水準である。

総合職採用の女性が増えてきたことや最低賃金の上昇などもあってパートタイム労働者の時給が上昇傾向にあることなどが背景にあると考えられる。ただし、女性の年収が概ね増加しているとはいえ、賃金水準は依然として男性の7割弱にとどまっており、世帯ベースで見たときに男性の年収の減少分を十分に補うまでには至っていない。

図表7．年齢階級別の年間収入の推移（男性・一般労働者）

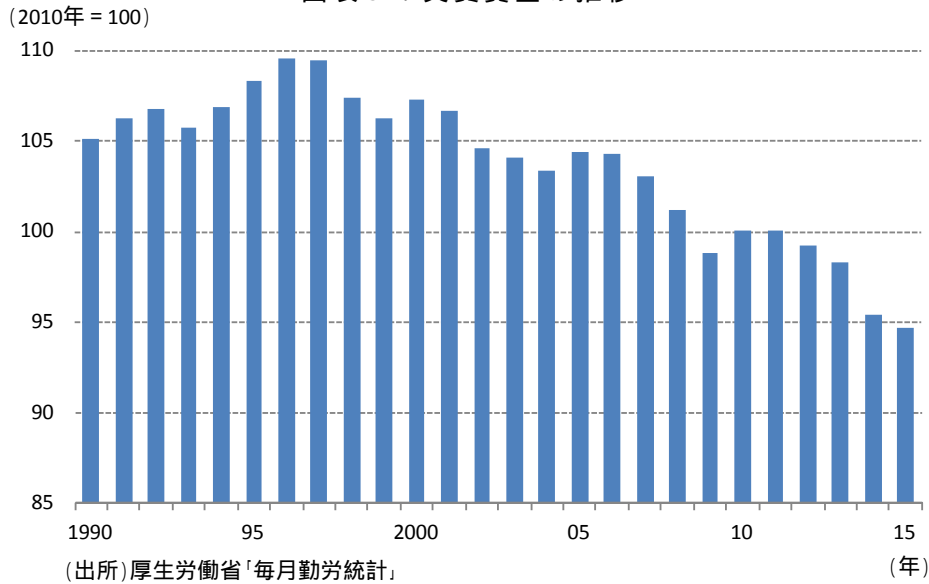


図表8．年齢階級別の年間収入の推移（女性・一般労働者）

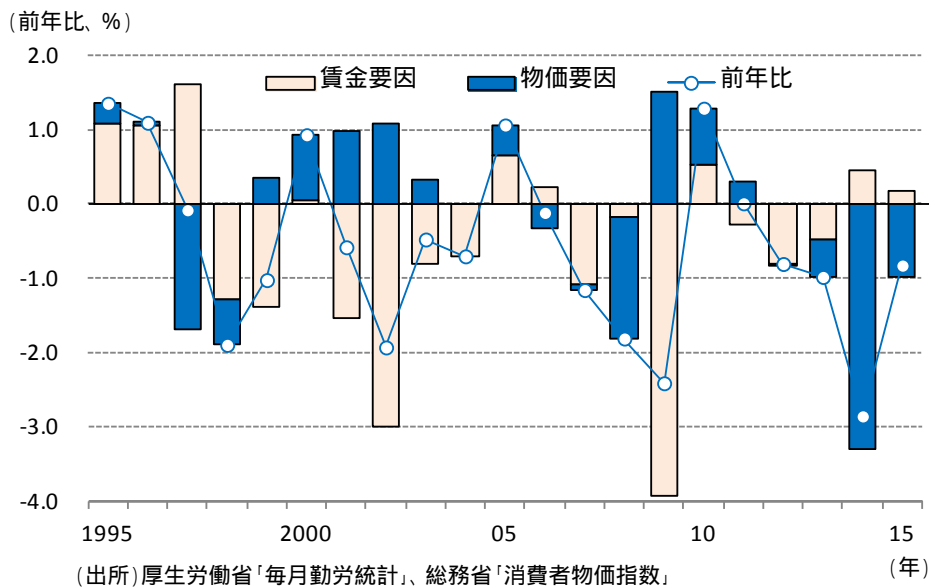


日本経済は長らくデフレに陥っていたため、賃金が名目ベースで減少しても実質ベースでは大して影響はないと考える人もいるかもしれない。しかし、実際は実質ベースで見ても賃金は大きく減少している。図表9は実質賃金の推移を表したものであるが、1996年をピークに減少傾向にあり、2015年時点ではピーク時から13.6%も減少している。過去、確かに物価下落が実質賃金を下支えた局面はあるものの、長い目で見ると、名目賃金の低下を十分に補いきれていない（図表10）。

図表9．実質賃金の推移



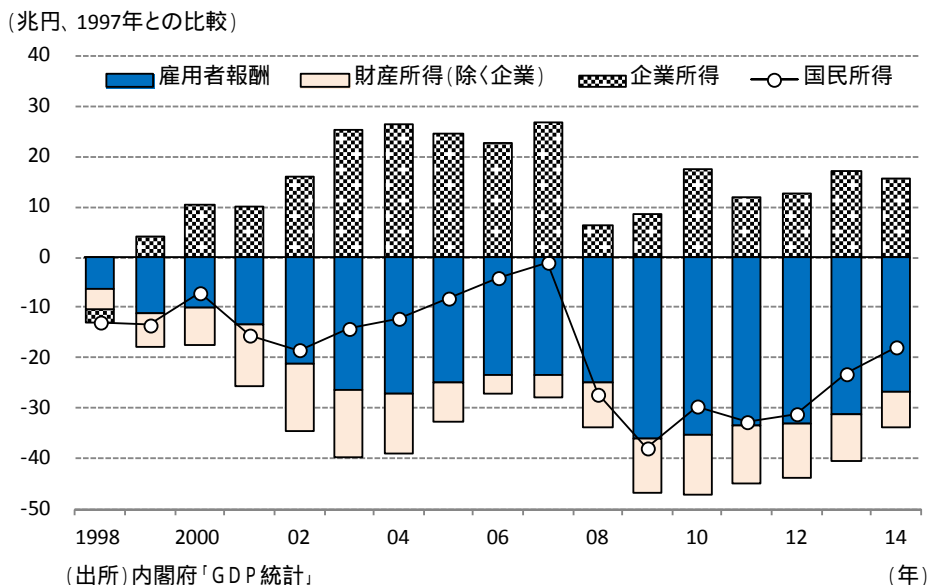
図表10．実質賃金の前年比の要因分解



賃金水準がここまで低下してきた理由の1つとして、日本経済の長期的な低迷が挙げられる。実際、名目賃金、実質賃金ともにピークを打ったのは1997年であるが、この年は名目GDPがピークを打った年でもある。そこで、GDPベースの国民所得(要素費用表示)⁷について、ピークである1997年度と直近の2014年度を比較すると、国民所得は17.8兆円減少していることが分かる(図表11)。ただし、雇用者報酬は-26.5兆円、賃金・俸給だけに限ると-28.5兆円と減少している一方、企業所得は+15.8兆円と増加している。

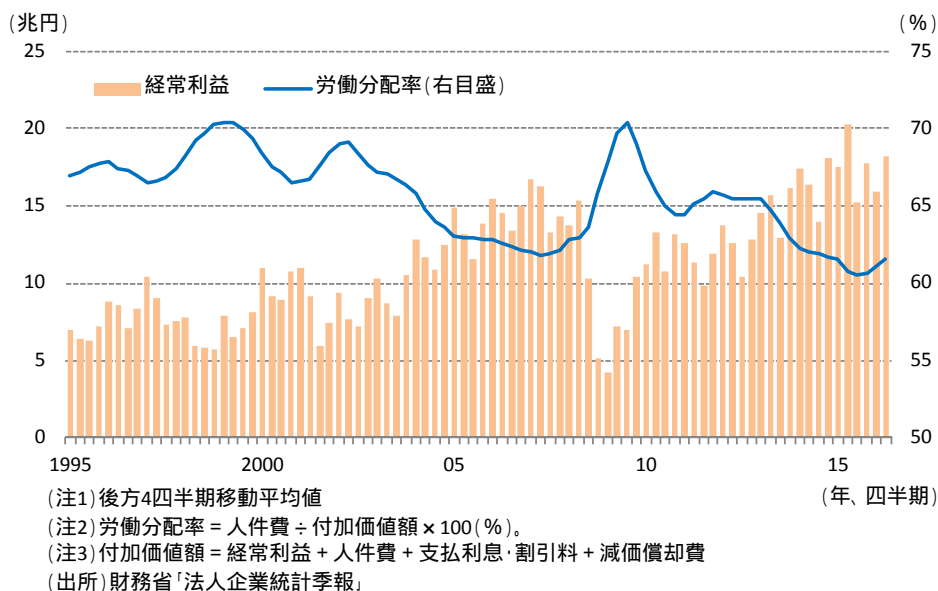
⁷名目GDPから固定資本減耗分と純間接税を除き、海外からの所得の純受取を加えたもの。

図表11. 国民所得の推移 (1997年対比)



これに関して、財務省「法人企業統計調査」を見ると、足元で企業の労働分配率は過去最低水準となっており、ピーク時から10%ポイントほど、1997年と比べると5%ポイントほど低下している。つまり、日本経済が低迷する中、企業は人件費を抑制することで、自らの利益水準を高めてきたと考えられる(図表12)。

図表12. 労働分配率の推移



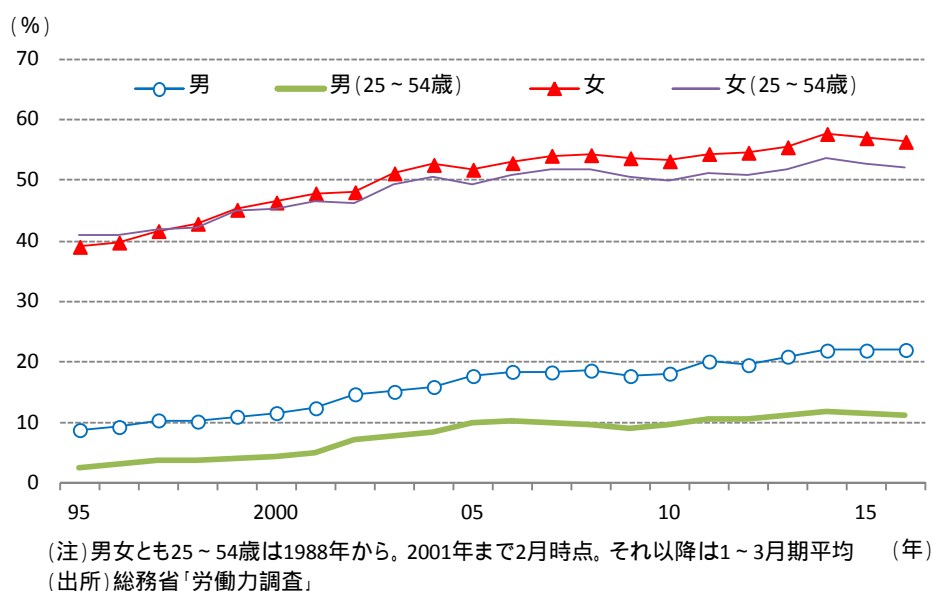
この様に国民所得という全体のパイが縮小している影響に加え、企業が利益を確保するために人件費を過度に抑制してきたことも、労働者の賃金水準が低下してきた一因と言える。

企業が人件費を抑制する方法として用いてきたのが、非正規雇用の活用である。1990年代半ば以降の度重なる派遣法改正⁸もあって非正規雇用者は増加傾向にあり、非正規雇用者の割合は2016年1～3月期時点で男性が22.1%、女性が56.4%と、男女とも1990年代から大きく拡大している（図表13）。定年後の嘱託労働者なども非正規雇用に入るため、労働者の高齢化が進むと非正規雇用の割合も高まる傾向にあるが、25～54歳に限って見ても、非正規雇用の割合は上昇傾向にある。

一方、非正規雇用者の賃金（時給）は正規雇用者の半分程度にとどまっており、正規雇用の代わりに非正規雇用を雇えば、その分だけ人件費を抑制することができる。実際、現金給与総額を、一般労働者の賃金変化による影響、パートタイム労働者の賃金変化による影響、パートタイム比率の変化が賃金に与える影響、の3つの要因に分解すると、賃金要因は、1997年と比べて2014年は-2.2%の減少と、国民所得の減少分である-4.7%よりも小幅にとどまっていることが分かる（図表14）。つまり、企業は正社員や非正規雇用者の賃金の低下は最小限に抑えながら、正社員を非正規雇用者に置き換えることで、全体の人件費を抑制してきたと言える。

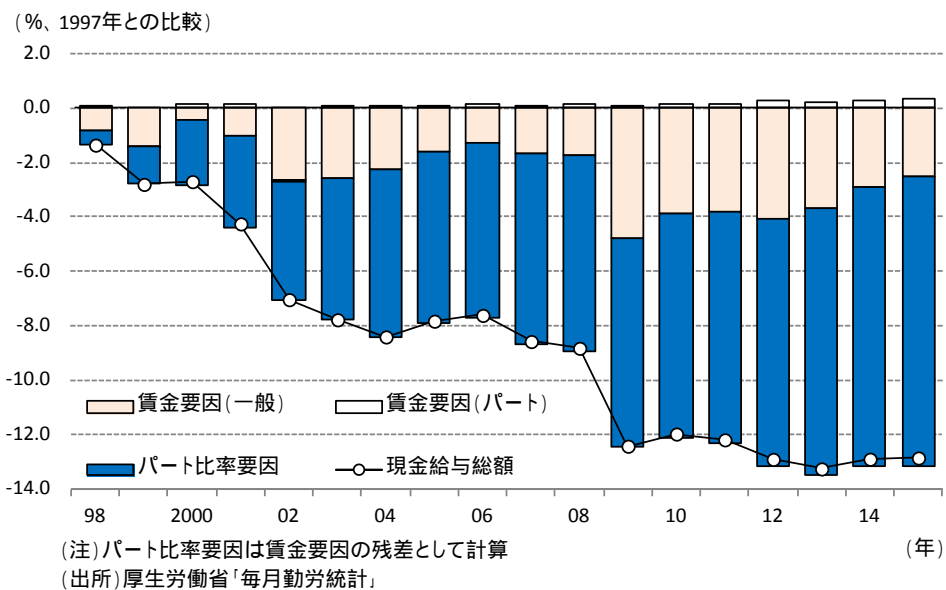
こうした企業の行動は、それ単独で見れば、決して問題視されるようなものではない。しかし、マクロベースで見ると、企業による人件費の抑制が行きすぎた結果、日本経済の低迷以上に雇用者全体の所得を低下させ、それにより消費が抑制され、さらに日本経済を低迷させるという悪循環を作りだす一因になってきたと言える。

図表13．非正規雇用者の割合の変化



⁸1986年に施行された労働者派遣法であるが、1990年代半ば以降、改正が続いている。特に1999年の改正は大幅なもので、派遣可能業種を指定するポジティブリスト方式から、派遣禁止業種を指定するネガティブリスト方式に変更されたことで、派遣対象業種が大幅に拡大された。

図表14．現金給与総額の変化の要因分解（1997年対比）

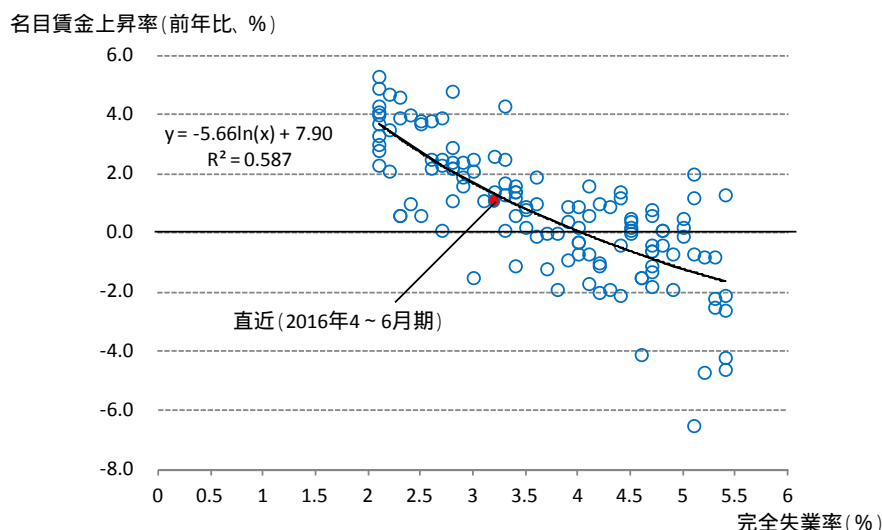


(3) どうすれば賃金は上がるのか？

こうした経済の悪循環に歯止めをかけ、好循環に転換することなしに、日本経済の復活はありえない。政府は財政政策や金融政策によって企業活動を促し、企業業績を改善させることで賃金を上昇させ、個人消費を増やし、それによって企業活動がさらに活発になるというシナリオを思い描くが、思った通りに事が運んでいるとは言い難い。ここ数年、確かに企業業績は良くなり、賃金は多少なりとも上昇しているが、非正規雇用者の割合は高止まりし、労働分配率は低下している。こうした中で人々は賃金上昇の恩恵を十分に実感できず、個人消費は伸び悩み、国内景気は力強さを欠いている。

こうした現状を変えるには、賃金水準を上げていくしかない。それではどうすれば賃金は増えるのだろうか。そもそも賃金は需要と供給の関係によって決まるものである。そのため、まずは市場メカニズムに任せるとするのが本来の姿だろう。実際、足元では完全失業率が3.0%前後まで低下するなど労働需給はタイト化しており、そうした中で今後は賃金にも一層の上昇圧力が加わっていくと考えられる(図表15)。

図表15. 名目賃金と完全失業率の関係(フィリップス曲線)



(注)名目賃金は従業員30人以上の事業所。四半期データ(1985年1Q~2016年2Q)
(出所)総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」

もっとも、それでも賃金水準が十分に回復していかないのであれば、それは今の市場メカニズムの限界ということになる。そのときには、政府が主導権を握って、賃金を増やしていくしかない。その際、考えられる方法としては以下の2つが挙げられる。

1つは、マクロ的に実質的な所得の底上げを図るという方法である。具体的には、消費税や所得税の減税などが挙げられる。しかし、財源としては減税分を国債発行で補う形になることから、財政の一段の悪化は避けられず、実行は容易ではない。

もう1つは、ミクロ的な政策、つまりは法律や制度の変更を通じて、各々の企業が賃上げや非正規雇用の正社員への転換を行わざるを得ない環境を作り出していくという方法である。具体的にはまず最低賃金の引き上げが挙げられる。実際、すでに政府は労働者の賃金水準の向上に力を入れ始めており、10月には最低賃金が引き上げられた(図表16)。政府は毎年3%程度の引き上げを目指

しており、このままのペースで引き上げが行われれば 2023 年度に最低賃金は 1000 円に達する見込みである。ただし、必要なのは非正規雇用の賃金を正社員と遜色ない程度まで引き上げて行くことであり、正社員の時給が 2000 円程度である現状を踏まえると、最低賃金 1000 円でもまだ十分とは言えない。そこから非正規雇用の賃金をさらに引き上げていくには、同一労働同一賃金の実現などの抜本的な改革も不可欠になってくるだろう。

図表 16 . 2016年10月以降の地域別最低賃金

北海道	786(764)	東京	932(907)	滋賀	788(764)	香川	742(719)
青森	716(695)	神奈川	930(905)	京都	831(807)	愛媛	717(696)
岩手	716(695)	新潟	753(731)	大阪	883(858)	高知	715(693)
宮城	748(726)	富山	770(746)	兵庫	819(794)	福岡	765(743)
秋田	716(695)	石川	757(735)	奈良	762(740)	佐賀	715(694)
山形	717(696)	福井	754(732)	和歌山	753(731)	長崎	715(694)
福島	726(705)	山梨	759(737)	鳥取	715(693)	熊本	715(694)
茨城	771(747)	長野	770(746)	島根	718(696)	大分	715(694)
栃木	775(751)	岐阜	776(754)	岡山	757(735)	宮崎	714(693)
群馬	759(737)	静岡	807(783)	広島	793(769)	鹿児島	715(694)
埼玉	845(820)	愛知	845(820)	山口	753(731)	沖縄	714(693)
千葉	842(817)	三重	795(771)	徳島	716(695)	全国(加重)	823(798)

(注)括弧内は改定前の金額

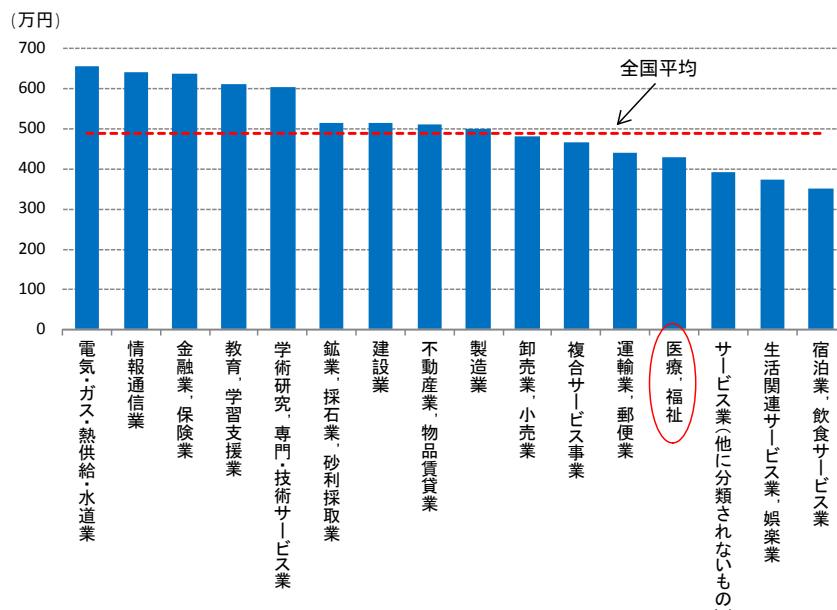
(出所)厚生労働省資料

また、同一労働同一賃金が徹底されれば、正規、非正規という雇用形態は大きな意味を持たなくなるとみられるが、そうなるまで当面の間は、非正規雇用の正社員への転換を促すことも重要な施策である。総務省「労働力調査」によると、正社員の仕事が無いため仕方なく非正規雇用として働いている、いわゆる不本意非正規と呼ばれる人々は 2015 年時点で 315 万人に上る。政府はキャリアアップ助成金を創設し、企業に非正規雇用の正社員への転用を促しているが、今後、こうした取り組みの一層の強化が期待される。

また、非正規雇用として働く人々の中にも、正社員の労働時間の長さなどを嫌気して非正規にとどまっている人も多いとみられる。正社員の長時間労働を前提とした働き方を見直し、仕事と家庭生活との両立を図れるような環境を作っていければ、非正規から正社員への転換を求める人々が増える可能性がある。フレックスタイム制の導入促進や、在宅勤務の拡大といった働き方の柔軟化だけでなく、残業時間の規制強化なども検討が求められる。企業としては正社員への転用促進はコスト増加につながるが、そもそも企業の利益水準は十分高く、そろそろ労働者に還元してもいいのではないだろうか。ただし、不況期において逆に企業が過度な人件費を負担することになる恐れもあることから、同時に解雇規制の緩和なども検討の余地があるだろう。

加えて、医療や福祉などの様に、報酬体系が国によって定められており、市場の価格メカニズムが十分に働いていない産業もある。こうした産業では、需要の増加が売上や利益の増加、賃金の上昇につながりにくく、賃金水準は他の産業と比べて低い傾向がある(図表 17)。こうした中で政府は特に賃金水準の低い保育士や介護士の給与を引き上げるための助成金を支出することを決定したが、そもそも診療報酬や介護報酬、保育士の配置基準などの見直しを含めた総合的な検証も同時に必要になってくるかもしれない。

図表17. 産業間の年間収入格差 (2015年)



(注)年間収入 = 決まって支給する現金給与総額 × 12 + 年間賞与・その他特別給与額。一般労働者。
 (出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(藤田 隼平)

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。